

○飯塚市産前・産後生活支援事業実施要綱

平成 20 年 7 月 24 日

飯塚市告示第 122 号

改正 H24-118、H26-70、H27-63、H28-74、R元-77、R4-76、R5-258、R6-75

(趣旨)

第 1 条 この告示は、産前・産後生活支援事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第 2 条 産前・産後生活支援事業(以下「事業」という。)は、妊産婦が体調不良等のため家事又は育児の支援を必要とする家庭に対し、その生活を支援する者(以下「支援員」という。)を派遣し、妊産婦の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業の実施)

第 3 条 事業は、支援員の派遣について、適切な実施が確保できると認められる社会福祉法人その他の団体(以下「受託者」という。)に依頼して行うものとする。

(対象者)

第 4 条 対象者は、市内に住所を有し、母子健康手帳の交付を受けている妊婦又は産後 12 か月を経過する日までの期間にある者のうち、体調不良等のため、家事又は育児を行うことが困難であり、かつ、昼間に同居の親族その他の者が家事又は育児を行うことができないと認められる者(居宅に在宅している者に限る。)とする。

(H27-63、R5-258、R6-75 一改)

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、同項に定める期間を延長することができる。

(支援の内容)

第 5 条 事業による支援は、次に掲げるもののうち、市長が必要と認めるものとする。

- (1) 乳幼児の保育
- (2) 食事の準備及び片付け
- (3) 住居等の掃除及び整理整頓
- (4) 身の回りの世話
- (5) 生活必需品等の買い物
- (6) 医療機関等との連絡
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める家事

(実施日等)

第6条 事業の実施日は、8月13日から8月15までの日、12月29日から翌年の1月3日までの日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く日とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 事業の利用時間及び利用基準は、次のとおりとする。

(1) 利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 利用基準は、1日1回(2時間以内)とし、1時間を単位とする。

(利用回数等)

第7条 本事業の利用回数は、1回の妊娠及び出産につき12回を限度とする。ただし、多胎妊産婦においては24回を限度とする。

(R4-76、R6-75 一改)

2 第4条第2項の規定により事業の対象とする場合における支援員の派遣については、市長が必要と認める回数とする。

(実施場所)

第8条 事業は、利用者の居宅において実施する。

(利用の手続)

第9条 利用希望者は、利用を希望する委託事業者(業務を委託された事業者をいう。以下同じ。)に母子健康手帳を提示し、次の各号に掲げるものを、当該委託事業者を通じて市長に提出しなければならない。

(1) 飯塚市産前産後生活支援事業利用申込書

(2) 利用希望者の属する世帯が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けているもの(別表において「生活保護受給世帯」という。)である場合は、医療カードの写し

(3) 利用希望者の属する世帯が市民税非課税である場合は、非課税世帯証明書
(R6-75 一改)

(派遣の取消し)

第10条 市長は、利用者が次のいずれかに該当するときは、支援員の派遣を取り消すことができる。

(1) 第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 前条第1項の書類の内容に虚偽があったとき。

(3) 支援員の派遣に支障があると認めるとき。

(R6-75 一改)

(支援員等の責務)

第 11 条 支援員その他の事業の実施に当たる者は、その業務を行うにあたって、児童及び利用者の人格を尊重し、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(費用の負担)

第 12 条 利用者は、支援員の派遣に要した費用の一部として、別表に定める基準により算定した額を利用した月の翌月の末日までに市に支払わなければならない。

(H28-74 一改)

(記録及び報告)

第 13 条 受託者は、毎月、支援員の派遣の状況を市長に報告しなければならない。
2 市長は、必要と認めるときは、受託者に対して事業の実施状況についての報告を求めることができる。

(補則)

第 14 条 書類の様式その他の事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日 告示第 118 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 19 日 告示第 70 号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 5 日 告示第 63 号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、改正後の飯塚市産前・産後生活支援事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に出産した者について適用する。

附 則(平成 28 年 3 月 24 日 告示第 74 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 7 月 11 日 告示第 77 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(飯塚市産前・産後生活支援事業実施要綱に係る経過措置)

2 この告示の施行の日前に既に第 2 条に規定する告示の改正前の規定により施行日以後の利用について許可を受け、又は申請をした者の当該利用に係る負担額については、改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月 22 日 告示第 76 号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 22 日 告示第 258 号）

この告示は、令和 5 年 8 月 15 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 26 日 告示第 75 号）

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 12 条関係)

(H24-118、H26-70、R元-77、R6-75 一改)

利用者の負担基準表

世帯区分	基準額(1 時間当たり)
生活保護受給世帯	0 円
市町村民税非課税世帯	150 円
その他の世帯	310 円

備考

- 1 基準額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。
- 2 利用者の負担額は、1 月毎の累計時間により請求するものとする。